

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第12号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和4年6月24日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「令和2年」を「令和3年（令和4年7月までの場合にあっては、令和2年）」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。